

那覇市会計年度任用職員の募集について
文化財課 【専門事務Ⅰ】学芸員

令和08年09月17日

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用の職に従事する職員を次のとおり募集します。なお、この募集は、採用に係る予算の確定により効力を有します。

募 集 期 間	令和08年09月18日		から	令和08年10月01日	まで
部 名	市民文化部		課 名	文化財課	
グ ル ー プ 名	壺屋焼物博物館グループ				
職 の 名 称	【専門事務Ⅰ】学芸員			採用予定人数	1 人
形 態 区 分	パートタイム職員		週の勤務時間	24 時間	00 分
職 務 内 容	(1) 壺屋焼物博物館における専門事務に関する業務 (2) その他所属長が指示する業務 変更の範囲 無 ()				
資 格 免 許 等	学芸員（必須）				
勤 務 地	壺屋焼物博物館 那覇市壺屋1－9－32			駐車場の有無	無
任 用 期 間	(開始日)		採用の日	～ (終了日)	令和09年02月28日
	翌年度以降、同一の職務内容の職が設置された場合の選考による 当該職への再度の任用の有無				無
	* 会計年度任用の職は、年度ごとに設置、廃止します。年度を超えた任期とすることはありません。 * 翌年度以降の再度の任用は、当該職員の能力の実証等の要件をふまえて行います。				
更 新 の 上 限	【無】※ただし、毎年度の選考による。				
勤 務 日 数	週	4	日		
勤 務 時 間	09時00分		～	16時00分	* シフト勤務等がある場合の勤務時間・休憩時間は、 勤務時間に関する特記事項欄を参照ください。
休 憩 時 間	12時00分		～	13時00分	
時 間 外 勤 務	無		(月平均 時間)		
週 休 日 (休 日)	日曜日・月曜日、および火曜日から土曜日のうちいずれかの曜日（週4勤務） 12月29日から翌年の1月3日 国民の祝日に関する法律に規定する休日				
休 暇 等	1 年次有給休暇 2 その他休暇等 ※採用の日に、任期及び勤務日数に応じた日数を付与 (1) 有給休暇(私傷病短期、子看護、夏季休暇、忌引、出産休暇ほか) (2) 無給休暇(私傷病長期、生理休暇、介護、育児休業ほか)				

那覇市会計年度任用職員の募集について

文化財課 【専門事務Ⅰ】学芸員

給与等	基本報酬	時給	1,609	円程度	(月末締め翌月20日支給)
		* 職歴等により加算される場合があります。			
	通勤手当	常勤職員の例により支給 (月末締め翌月20日支給)			
		* 勤務地までの通勤距離が 2 km未満の場合は支給されません。			
	期末手当	無			
	勤勉手当	無			
	退職手当	無			
その他手当	無				
	勤務時間	勤務時間外(1 日 7 時間45分以内かつ週38時間45分以内で月60時間以内)			0%
	外、休日	勤務時間外(1 日 7 時間45分超又は週38時間45分超で月60時間以内)			25%
	等の割増	勤務時間外(1 日 7 時間45分超又は週38時間45分超で月60時間超)			50%
	賃金率	休日勤務	35%	深夜(午後10時から午前 5 時まで)勤務	25%
社会保険等	健康保険	有	* 加入には一定の条件があります。		
	厚生年金	有	* 加入には一定の条件があります。		
	雇用保険	有	* 加入には一定の条件があります。		
選考方法	書類選考（学芸員資格確認等）及び、面接				
勤務時間に関する特記事項	特別な勤務を要する際に、所属長の指示により10：00～17：00勤務を命じる。				
備考	・ 条件付採用期間あり：任用後一か月間（1 か月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ・ 屋内の受動喫煙対策あり：禁煙 ※定員に達した場合など、募集期間内でも募集を終了する場合があります。あらかじめご了承ください。				

【根拠法令等】

- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- ・那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則
- ・那覇市職員の任免に関する規則
- ・那覇市那覇市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則

那覇市 市民文化部 文化財課 壺屋焼物博物館グループ			
担 当	宮城		
TEL	098-862-3761	FAX	098-862-3762